

新潟市水族館条例施行規則第 5 条（入館料の免除）別表に係る要綱

平成 29 年 4 月 1 日 施行

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、新潟市水族館条例施行規則（平成 3 年 3 月 27 日規則第 14 号。以下「規則」という）第 5 条関係別表（以下「別表」という）中、「9 その他特に市長が必要と認める場合」の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（減免内容）

第 2 条 減免の内容は、次の表のとおりとする。

	必要と認める場合	免除する額	入館料	備考
1	市内に所在する老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に規定する老人福祉施設（老人福祉センターを除く）及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）に規定する老人保健施設の入所者が、その事業目的のために入館する場合	3 分の 1 の額	1,000 円	※老人福祉施設：老人ホーム（養護、特養、軽養） ※老人保健施設：寝たきり又はそれに準ずる老人に対し、看護介護機能訓練等の医療を行うとともに日常生活の世話をすることを目的とする施設（大江山園、緑樹園、陽光園、こばり園、新潟園）
2	市内に所在する無許可の心身障害児者施設及び精神障害者作業所の入通所者が、更生援護のため職員に引率されて入館する場合	全額	無料	別表 7 に準ずる。 （短期入所施設、重度障害者等包括支援施設（生活介護を含む場合は該当）、共同生活援助施設、地域活動支援センター、日中一時支援施設）
3	市内の特殊学級の児童又は生徒が、教育目的のため教職員に引率されて入館する場合	全額	無料	別表 2 に準ずる。
4	市内に所在する義務教育に準ずる各種学校の児童又は生徒が、教育目的のため教職員に引率されて入館する場合	3 分の 2 の額	200 円	別表 1 に準ずる。 ※各種学校：朝鮮学校
5	市内に所在する認可外保育施	2 分の 1 の額	100 円	設置を保育課に届出てお

	設に通園する幼児			り、行政の指導監査を受けている認可外保育施設
6	新潟市児童相談所に保護されている児童又は幼児の健全な育ちを醸成するため、児童又は幼児が職員に引率されて入館する場合	全額	無料	
7	行政視察のため、水族館長宛てに依頼文を提出した場合	全額	無料	
8	市民割引券を提示した場合	2割（団体料金を適用）	大人 1,200 円 小人 480 円 幼児 160 円	

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。